

令和8年度事業

災 害 対 応  
特 殊 救 急 自 動 車

仕 様 書

富士山南東消防本部

《目次》

総則.....	2
第1 主要諸元.....	4
第2 艀装及び装備品、取付け品.....	4
第3 消防専用電話装置・AVM（車両動態管理端末装置関係）.....	8
第4 装備品・取付け品・付属品一覧.....	9
第5 塗装等.....	10
第6 補足.....	10
別表1・2・3・4	

## 総則

- 1 本仕様書は、令和8年度に富士山南東消防本部（以下「本部」という。）が製作する災害対応特殊救急自動車（以下「災害対応特殊救急自動車」という。）の艤装及び装備品、その他関係事項について定める。
- 2 災害対応特殊救急自動車は本仕様書のほか、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号）に規定する災害対応特殊救急自動車に定める規格、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める緊急自動車の基準及びその他関係法令等に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 3 この災害対応特殊救急自動車は、救急活動時に搭載する高度救命処置用資機材及びその他装備等を有効に活用して救命活動を行うことを目的に製作するもので、製作にあたっては振動、衝撃に対して十分緩衝し得る装置を備え、乗り心地、走行安定性が特に良好な構造で、車両装備及び付属品は新規製品を使用し救急活動が迅速に行えるものであること。
- 4 契約にあたっては、本仕様書を了承し、十分熟知のうえ契約するものとし、契約後の疑義は全て本部の解釈に従うものとする。
- 5 受注者は、車両の製作中、諸般の事由により本仕様書及び承認図に係る変更が生じた場合又は疑義が生じた場合は、本部に連絡のうえ承認又は指示を受け速やかに図面等提出しなければならない。
- 6 本仕様書は概要を示すもので、本仕様書に記載のない事項であっても、災害対応特殊救急自動車の製作にあたり、機能上具備しなければならない事項はこれを充足しなければならない。
- 7 受注者、シャシメーカー及び艤装メーカー等は、常に連絡を密にして艤装中及び完成後に支障のないようにする。
- 8 完成車は、陸運局長が行う新規検査登録に合格するものであること。
- 9 受注者は契約後艤装の仕様について打合せを行い、1週間以内に本部へ確認書を提出すること。
- 10 受注者は前項の確認書提出後、遅滞なく（原則として3ヶ月以内に）次の図書各3部を本部へ提出し承認を受けること。
  - (1) 車体艤装図（前後、左右、上面の5面図）
  - (2) 内装図（インパネ図、室内配置図等）
  - (3) 電気配線系統図
  - (4) 消費電力一覧表
  - (5) 製作工程表
  - (6) その他本部が指示するもの。
- 11 緊急自動車届出の手続きは全て受注者が行うとともに、その費用は本仕様書に含むものとする。
- 12 完成車の納入時に次の完成図書（目次をつけファイルに製本したもの）を本部に2部提出すること。
  - (1) 完成図（前面、後面、左面、右面、上面の5面図）
  - (2) 自動車検査証及び自賠責保険証明書の写し
  - (3) 保証書の写し

- (4) 車両及び各種装備品等の仕様書、取扱説明書
  - (5) 設備および備え付け装備品等の設置一覧表
  - (6) 工程写真（シャシ入荷から完成までの工程毎）
  - (7) 完成車両5面写真
  - (8) 緊急自動車届出確認書の写し
  - (9) その他本部が指示するもの
- 13 災害対応特殊救急自動車の製作工程に合わせて、中間検査、完成検査、納入検収を実施すること。
- (1) 中間検査
    - ア 受注者は、取付品及び装置等が仮設置できた時点で本部の次の検査を受けること。また、検査を受ける30日前までに検査日時及び実施場所等の検査依頼書を本部に提出し承認を得ること。中間検査時の指摘事項及び確認事項等は全て記録し本部に文書で報告するとともに指摘事項等に対し双方の解釈の相違がないようにすること。
    - イ 艀装検査（組立、板金、溶接等の状況）
    - ウ 寸法検査
    - エ 装備品等の取付状況
    - オ その他必要と認める事項
  - (2) 完成検査
    - ア 車両納入時に次の検査を実施し、本部が不適合と認めた箇所については、直ちに修復、改善のうえ、再検査を受けるものとする。また、完成検査時の指摘事項及び確認事項等は全て記録し、本部に文書で報告するとともに指摘事項等に対し双方の解釈の相違がないようにすること。
    - イ 艀装全般検査（塗装等の仕上がり状況）
    - ウ 装備品及び装置、取付品並びに付属品の検査（性能、規格、員数検査）
    - エ 走行試験
    - オ その他必要と認める事項
  - (3) 納入検収
    - 本仕様書及び承認図に基づき、総合的な検査を実施する。また、上記の検査結果で設計製作上、故障や性能低下及び不良品等が発生した場合は早急に対策を講じること。
- 14 技術指導
- 車両納車時及び納車後、受注者は技術指導員を本部の指定する日に派遣し、車両及び各種機器並びに装置等の取扱指導を実施すること。
- 15 保証期間
- 保証期間は完成検査合格日より1年間とする。また、部品によってはメーカー保証期間に残存期間がある場合は、その期間保証するものとする。ただし、材料不良、設計不良及び工作不良に起因する不具合が発生した場合は、無償で部品の交換又は修理を行うものとする。
- 16 その他の費用
- (1) 完成車の登録手続、車検回送及び納車完了までの費用及び資機材を含むその他の登録・申請費用は受注者の負担とするが、自賠責保険料及び自動車重量税は本部の

負担とし、リサイクル法関連費用は車両価格に含むものとする。

- (2) 消防専用電話装置の手続きは受注者が行い、災害対応特殊救急自動車へ移設に要する費用は、本仕様に含むものとする。
- (3) 車両動態管理端末装置(AVM)の移設に要する費用は本仕様に含むものとする。
- (4) その他、納入等に係る費用は、本仕様に含むものとする。

#### 17 台数及び納入期限等

台数、納入期限及び納入場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 台数 1台
- (2) 納入期限 令和9年3月19日(金)
- (3) 納入場所 三島市南田町4番40号 富士山南東消防本部
- (4) 配備場所 三島市文教町2丁目1番32号  
富士山南東消防本部三島消防署北分署

#### 18 その他

廃車手続きについて、当本部が指示する資機材を含む車両1台を廃車処分し、抹消登録(車体の名称の削除、サイレン、アンプ等の取外し)は受注者が行い、一時抹消登録完了後、登録識別情報等通知書の写しを本部に提出すること。完全抹消登録後、永久抹消等登録証明書を当本部に提出すること。併せて、自賠責保険料の解約返戻金及び自動車重量税の還付金を本部へ返戻するよう速やかに手続すること。(有効期間の満了する日 令和10年9月)

### 第1 主要諸元

1 車両の主要諸元は次による。

- (1) 使用燃料 無鉛レギュラーガソリン
- (2) 最高出力 105kw程度
- (3) 変速機 オートマチック
- (4) 駆動方式 4輪駆動
- (5) 空調装置 フロントエアコン・リヤクーラー・ビルトインタイプリヤヒーター
- (6) 安全装備 被害軽減ブレーキ・車線はみ出しアラート・自動ハイビーム等
- (7) 仕様 寒冷地仕様

2 艀装及び装備について、この仕様書に記載していないものについては、令和8年度各メーカーが公表した標準装備とする。

### 第2 艀装及び装備品、取付け品

車体の構造は堅牢かつ耐久性に富み、取付け品については走行中の振動等による離脱脱落、ゆるみ等を生じないように、また雑音は可能な限り発生しないよう取付けること。

1 車両装備

- (1) 車体は、全有蓋密閉型とし、出入口は運転席及び助手席にドア、左右側面にスライド式ドア、後部に跳ね上げ式の傷病者搬入口ドアのある構造とすること。なお、後部ドアはストレッチャーによる搬入が容易に行なわれる構造にすること。
- (2) フロントタイヤハウス上部にすべり止めテープを取付けること。
- (3) フロントドアステップにアルミ縞板及びすべり止めテープを取付けること。
- (4) サイドドアステップにアルミ縞板及びすべり止めテープを取付けること。

- (5) ステンレスリヤバンパーにプロテクター及びすべり止めテープを取付けること。
- (6) レスキューツール4点を積載すること。
- (7) 車両側面にサイドフラッシャーランプを取付けること。
- (8) フロントバンパーにフロントコーナーセンサーを取付け、スイッチ及び状態表示及びブザーを運転席付近に取付けること。
- (9) ルーフサイドにLED作業灯を左右各2灯取付けること。
- (10) 左右後輪の前側にLED路肩灯を、スモールランプと連動して点灯するように取付けること。
- (11) 左窓にくもりフィルムを貼り付け、スライド扉の上部を一部透明とするか、上部を透明と遮光に切り替える機能を有するフィルムとすること。
- (12) 右全面及び後面窓ガラスにくもりフィルムを貼り付け、後面窓ガラスのドライブレコーダー部分は切抜くこと。
- (13) 車両中央部に設置してあるメーカーエンブレムを外すとともに同位置に消防章(直径150mm、樹脂製)を、台座付(白色)で取付けること。
- (14) 左右フロントドアにサイドバイザーを取付けること。
- (15) 左ドアミラー上部に助手席アウトサイドミラーを取付けること。
- (16) 誤発進防止装置を取付けること。
- (17) Rレンジに連動した音声合成装置を設置しステアリング周囲にメインスイッチを取付けること。
- (18) 前照灯は色温度の高い最高照度のものとする。
- (19) ACCと連動するLEDデイトタイムライト(青色)をグリル付近に取付けること。
- (20) 両サイド及び後部に赤帯の再帰性に富んだ反射材を取り付けること。

## 2 警告装備

- (1) フロントグリルにLED赤色灯(大阪サイレンLFA-150)2個を取付けること。
- (2) フロントバンパーの内側にモーターサイレン(大阪サイレン製)スイッチをインパネ部を取付けること。
- (3) 助手席下部にモーターサイレン用足踏みスイッチを取付けること。
- (4) 電子サイレンアンプを取付けること。
- (5) ステアリング周囲にフレキシブルマイク、渋滞通過メッセージ、交差進入メッセージ、ウー音スイッチを備えること。(要相談)
- (6) 右左折メッセージ用メインスイッチをインパネ中央部に取付けること。
- (7) フロント及びリヤの大型散光式警光灯は、緊急走行中にウー音スイッチや音声合成スイッチ、またパーキングブレーキと連動し活動状況に応じて発光パターンが自動的に変化する機能を有すること。強制的に発光パターンを切り替えるスイッチをインパネ中央部に取付けること。

## 3 運転室内装備

- (1) 車両周囲をモニターで確認できる機能を有する、カーナビゲーションシステムを取付けること。また、カーナビゲーションシステムはテレビ視聴不可とすること。
- (2) 運転席右側下部インパネ部にETC車載器2.0ユニットボイス・ナビ連動タイプを取付けること。
- (3) 電流計、電圧計を取付けること。

- (4) 前方と後方を記録（常時録画機能付き）できるドライブレコーダーを取付けること。
- (5) 助手席から傷病者室内を確認するため助手席用インナーミラーを取付けること。
- (6) 運転席及び助手席中央部に地図入れ（A3サイズ、蓋あり）を取付けること。
- (7) 運転席後部又は傷病者室に地図入れ（A3サイズ）を取付けること。
- (8) 車両後方のカメラ映像を表示させるディスプレイを運転室内に取付けること。
- (9) 運転席及び助手席にヘルメット収納用フック&ネットを取付けること。
- (10) 消火器を取付けること。

#### 4 収納用装備

- (1) イーバックチェアを積載し、縦型収納庫内に収納スペース、可動式3段棚を取付けること。
- (2) 縦型収納庫外部にティッシュ/グローブBOXを取付けること。
- (3) 助手席後部のパーティションボードに自動心臓マッサージ装置 RMU-2000 の収納庫を取付けること。
- (4) 縦型収納庫にティッシュ/グローブBOX固定ベルト（2連）及び縦型収納庫上部にホワイトボード（A3）、ペン立てを取付けること。
- (5) 酸素ボンベ収納庫上部前面に3段収納庫を取付けること。
- (6) 酸素ボンベ収納庫上部にレールを取付けること。（要相談）
- (7) 酸素ボンベ収納庫車両後方の収納箱内に緩衝材を2個取付けること。
- (8) 傷病者室右側中央部に患者回路（蛇管）等収納庫を取付けること。（要相談）
- (9) 傷病者室右側前方にルーフサイド収納庫（施錠装置付）を取付けること。
- (10) 傷病者室右側後方にルーフサイド収納庫を取付けること。
- (11) 傷病者室左側前方にルーフサイド収納庫を取付けること。
- (12) 傷病者室左側後方にルーフサイド収納庫を取付けること。
- (13) 傷病者室右側後方に収納庫（施錠装置付）を取付けること。
- (14) ボンベ収納庫部に書類入れ改造を施すこと。
- (15) マグネット式ティッシュ/グローブBOX2個を設けること。
- (16) 傷病者室天井部にルーフネットを取付けること。（要相談）

#### 5 その他・傷病者室内装備

- (1) 右側窓上レールにフック3個を取付けること。
- (2) 傷病者室右側前方ルーフサイド収納庫部にアシストグリップを取付けること。
- (3) 傷病者室右側後方ルーフサイド収納庫部にアシストグリップを取付けること。
- (4) バックドア開口部左側グリップを長タイプとすること。
- (5) 傷病者室天井のLED室内灯は調光機能付とすること。
- (6) 右側窓上レールにデジタル式電波時計を取付けること。
- (7) 右側窓上レールにウォール型血圧計を固定する金具を取付けること。
- (8) 隊員席にバックボード固定補助ベルトを取付けること。（要相談）
- (9) 換気扇フィルターカバー部に脱着可能な換気扇フィルターを取付け、交換用フィルターを設けること。
- (10) 天井の標準アシストグリップを延長し、天井の中央部分にもグリップを増設すること。（要相談）
- (11) 床面にシールを施すこと。

- (12) オゾン発生器（BT-03）を取付けるものとする。（別途指示）
- (13) 電子体温計（別途購入）を積載すること。

## 6 搬送用装備

- (1) メインストレッチャーは次の機能を有するものとする。
  - ア モーター及び油圧を活用した電動油圧昇降システムを備えた電動式ストレッチャーであること。
  - イ ストレッチャー本体のボタン操作で、無段階に昇降位置を設定できること。
  - ウ バッテリにより稼働できるものとする。
  - エ バッテリが切れた場合の手動操作は、工具等を用いることがなく全ての操作を手動で操作できる構造とすること。
  - オ バッテリは、残量表示機能を有すること。
  - カ ストレッチャー本体のバッテリーは、交換できる構造とし、着脱はワンタッチで工具等を使用しないこと。
  - キ 迅速に搬入出ができるものとし、搬入出時に1つのボタン操作で4輪を同時に収納及び展開できる機能を有すること。
  - ク 暗い場所でも視認性を高めるライト及び反射材を有すること。
  - ケ ストレッチャー重量は、可搬性を考慮し、ストレッチャー本体及び付属品を含み、70 kg程度とし、80 kgを超えないこと。
  - コ ストレッチャーは、全長を160 cm程度まで短縮できる構造であること。また、体位変換が可能な機能を有すること。
  - サ ストレッチャー本体のブレーキペダルは、一つのペダルで同時に2輪のロックが掛けられる機能を有すること。
  - シ 4輪同時の操作を手動で1本のレバーで行えること。
- (2) メインストレッチャーを積載する架台は、次の機能を有するものであること。
  - ア ストレッチャー本体の重量及び耐荷重に耐えうる架台であること。
  - イ ストレッチャー搬出時に脱落を防止するロック機能を有すること。
  - ウ ストレッチャー本体のボタン操作でストレッチャーと架台とのロック解除が可能であること。
  - エ ストレッチャー搬入出の際にストレッチャーが正しくセットされていることを操作者が確認できるよう、LEDで表示する機能を有すること。
  - オ 車内収容時、架台からストレッチャーのバッテリーへ非接触で充電を行なえること。

## 7 気道確保用装備

- (1) 酸素ボンベ収納庫上のレール後方に吸引器（LSU4000（別途購入））を設置しAC電源コード付ウォールブラケット（別途購入）で固定し取付けること。
- (2) 吸引器付近に吸引カテーテル保持パイプを取付けること。
- (3) 食道閉鎖式エアウェイ（別途購入）3号、4号を積載すること。

## 8 酸素吸入装置

- (1) 右スライドドア側にはアルミ製酸素ボンベ9.4ℓ型を2本積載できる受皿金具、及び固定バンドを設けること。なお、圧力計付減圧弁から各配管し三方チーズを介し、加湿流量計付酸素吸入装置まで確実に取付けること。
- (2) 加湿流量計オキシパックOX-ⅢS（ジュンロン2口ヨークバルブ仕様（別途購

入) ) を取付けること。

(3) 傷病者室右側窓上レール付近に人工呼吸器（メデュマットイージー）を設置し、持ち出し可能な構造の固定具により固定すること。取付位置等は消防本部と協議すること。

(4) 人工呼吸器に成人用マスクと小児用マスクを設けること。

#### 9 心電図モニター・除細動器

右棚上部に携帯型モニタリング機能付除細動器（デフィブリレータ EMS-1052 カルジオライフ EMS〈別途購入〉）を設置し、持ち出し可能な構造の架台を取付けること。取付位置等は消防本部と協議すること。

#### 10 輸液用装備

(1) 天井後側に輸液ビンホルダーを取付けること。（要相談）

(2) 天井にC型バネ付フック5個を取付けること。

(3) 右棚上部に輸液ポンプ固定パイプを取付けること。

#### 11 電装

(1) 右窓部にAC100Vコンセント2口を取付けること。

(2) 全自動電子バッテリー管理器を取付けること。

(3) 署内待機中に外部商用AC100V電源により、携帯電話コンセント、室内蛍光灯を使用できるようにすること。

(4) AC100V電源入力を走行中はインバーターから、署内待機中は外部電源から自動で切替えられるようにすること。

(5) 助手席中央下部にUSBコネクタを設けること。（要相談）

#### 12 通信用装備

(1) 運転室内天井部に無線モニター用スピーカーを取付けること。

(2) 無線子機用6芯1本通線（左側）を取付けること。

(3) 傷病者室内前方左側天井部に無線モニター用スピーカーを取付けること。

(4) AVMディスプレイとデジタル無線受話器を取付けるためのAVMモニター用台Ⅱ型（蓋付）を取付けること。

(5) 運転室内にAVM用DC12V電源端子を取付けること。

(6) 通信用装備の取付けに関する詳細については、本部の指定する設置業者と協議すること。

#### 13 資機材

(1) フロアマットを搭載すること。

(2) ゴム製チェーン（イエティスノーネット#5300WD195タイヤ用）を搭載すること。

(3) 三角停止表示板を搭載すること。

### 第3 消防専用電話装置・AVM（車両動態管理端末装置関係）

#### 消防専用電話装置・AVM

(1) 消防専用電話装置及びAVMの取付け等に係る必要な事項については、別に指定する設置業者と十分な打ち合せをすること。

(2) 受注者において行う工事は、「第3 艀装及び装備品、取付品13 通信用装備」までとし、それ以降の工事は別に指定する設置業者に行わせること。




- (3) デジタル無線機本体については、当本部が指定するデジタル無線機本体を取り付けること。また、既存車両のデジタル無線機本体については取り外すこと。
- (4) 車両動態管理端末装置（AVM）及びGPSアンテナを既存車両より移設すること。なお、車両動態管理端末装置（AVM）は、その際に必要となる設定変更を確実に行うこと。
- (5) アンテナ等必要部材及び必要配線は新規購入とし、本部が指定するものを取付けること。
- (6) 消防無線、AVM移設確認表、無線試験表及び作業写真を提出すること。
- (7) 緊急車両存在通知機能を有する装置を装備すること。

第4 装備品・取付け品・付属品一覧

装備品、取付け品及び付属品の一覧は、別表1～4による。

第5 塗装等

- 1 塗装は、上質の白色焼付け塗装とし、車外窓わく下部に再帰性反射材カッティングシールによる赤色ライン（幅76mm程度）を、前後部及び両側面に横一線の帯状に入れること。前部は、反射しないラインとすること。
- 2 文字の記入は、反射材（再帰反射材に満たないもの）カッティングシールを使用し、下記のとおりとし、大きさ字体及び色は別途協議する。
- 3 標準の車両メーカーエンブレムは取外すこと。

記入する文字	記入する場所	文字色	書体
	両サイド赤ライン下 前部運転席側	青色	丸ゴシック
	バックドア下部	青地白抜き	Haettenschweiler
	バックドア右上 前部助手席側	青色	丸ゴシック
	左右リヤルーフ	青色	丸ゴシック
	屋根部	黒色	丸ゴシック
	左右ルーフサイド	青地白抜き	Impact
	左右スライドドア部	青色	

富士山南東消防本部	後部赤ライン下	青色	丸ゴシック
-----------	---------	----	-------

## 第6 補足

- 1 この仕様に疑義ある場合及び、施工上仕様を変更する必要がある時は、事前に本部の指示を受けること。
- 2 本部が指示した事項は、この仕様書の追補とする。
- 3 納入車両が決定しだい詳細（協議内容）は車両にあわせて変更するものとする。
- 4 契約締結後、本仕様書に記載の付属品等に新製品等が発表され、変更を余儀なくされる場合は消防本部と協議し承認を得ること。また、新製品等が本仕様書の付属品等と比較して機能・性能等が向上した場合は消防本部と協議すること。
- 5 車両に積載及び装備する医療用具等は、車両を納入する直前に医療用具等の取付け及び接続を確実にしたうえで、車両に搭載し速やかに納入すること。
- 6 車両に関して、担当課了承の場合は同等品以上を可能とする。